

長崎県高圧ガス容器管理指針

長 崎 県
長崎県高圧ガス保安協会

1. 目的

この指針は、高圧ガス容器を適正に管理し、高圧ガス容器の放置及び長期留置を防止すると共に、放置容器等を迅速、且つ適正に処理することにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、高圧ガス容器（高圧ガス保安法 第41条に規定する容器をいう。以下同じ。）により高圧ガスの製造・販売・消費を行う者について適用する。

3. 用語の定義

(1)消費事業者

容器に充填された高圧ガスを消費して事業活動を行うものをいう。

(2)供給事業者

消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者（充填事業者を含む）及び販売事業者をいう。

(3)放置容器

河川、埋立地等、不特定の者が触れられるような場所に置かれ、現に管理されていない容器をいう。

(4)不明容器

消費・製造・貯蔵事業所等の事業所内にあり、供給事業者、所有者、内容物などが判断できず、一時的にでも管理されていない容器をいう。

(5)放置容器等

放置容器、不明容器など、現に所有者又は使用者が管理していない全ての容器をいう。

(6)関係団体等

長崎県内の高圧ガス関連団体をいう。

4. 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は高圧ガス保安法の規定を遵守する他、1の目的を達成するため次の措置を講じるよう努める。

- (1) 容器の受入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う容器の所在管理を徹底する。
- (2) 消費事業者に安全に消費するための適切な情報を提供する。
- (3) 事故発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう常に連絡体制を構築し従事者に周知しておく。
- (4) 高圧ガスの販売にあたり容器は原則として貸与することとし消費事業者にその旨を明示する。
- (5) 容器について保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ消費事業者との間で書面により取り決める。
- (6) 自社取扱いの使用済み容器は迅速に回収すること。
- (7) 放置容器、不明容器、消費事業者が所有する容器の回収依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても容器状態等を十分確認した上で回収すること。
- (8) (7)で回収した放置容器のうち、自社所有容器以外の容器は6(2)において定める容器指定集積場に搬入し、所有者へ返却等の措置を講じる。不明容器、消費事業者所有容器は、原則、自社で措置を講じること。
- (9) 容器は常に容器所有者が分かるよう識別しておく。
- (10) 容器は原則として充填期限を経過して使用しない旨を消費事業者へ周知を行う。
- (11) 自社従業員に対し、関係団体等から入手する保安に関する新情報を活用し、保安教育を行う。
- (12) 消費事業者に対して、少なくとも1年間に2回以上、容器の使用・管理状況等を調査し、必要に応じ保安指導を行う。
- (13) 活魚、水産、食品加工、漁船搭載用など海水または水分と接触する場所で常に使われる容器は、腐食に注意する旨の表示、塗装等により適切な外面腐食対策を行うよう、容器所有者および消費者へ指導する。
- (14) 原則、1年以上継続して高圧ガス消費事業所に留置しない。

5. 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は高圧ガス保安法及び、供給事業者との取決め事項を遵守し、1の目的を達成するため次の措置を講じるよう努める。

- (1)消費事業者は容器管理責任者を置き、容器管理台帳を備え、常に容器の受け払い状況及び容器の所在等を管理する。
- (2)容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び終了時に容器管理責任者が管理状況を確認する。
- (3)使用済みの容器は直ちに供給事業者、容器所有者に返却し、残ガス容器であっても原則1年以上継続して留置せず、高圧ガス販売事業者が行う容器の回収に速やかに応じる。又、使用見込みが無い容器も速やかに返却する。
- (4)充てん容器については、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じる。
- (5)不明容器、不要となった自社所有の容器は、取引のある供給事業者、若しくは関係する団体等に回収を依頼する。
- (6)高圧ガスを取り扱う従業員に対し、1年間に1回以上、高圧ガスの保安に関する教育を行う。
- (7)供給事業者又は関係団体等から提供される高圧ガス使用上の適切な情報を従事者へ速やかに周知する体制を構築する。
- (8)供給事業者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。
- (9)事故発生時には高圧ガス保安法 第 63 条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。

6. 関係団体等がとるべき措置

関係団体等は1の目的を達成するため次の措置を講じるよう努める。

- (1)容器の適正な取り扱いについて、関係団体等加入企業並びに消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- (2)放置容器等の回収や処理が円滑に行えるよう容器指定集積場を設ける等の必要な措置を講じる。

7. 放置容器等の処理

- (1) 供給事業者並びに関係団体等は放置容器等を迅速且つ適正に処理するために次の措置を講じるよう努める。
 - (ア) 放置容器等の処理体制を確立する。
 - (イ) 放置容器の発見後、速やかに分かりやすく処理機関に通報できる体制を確立する。
 - (ウ) (ア)及び(イ)について広報活動を行う。
- (2) 放置容器の発見者は自ら処理することなく、供給事業者又は関係団体等へ通報し処理を依頼する。

附則

この指針は、平成24年 5月 1日から施行する。

附則

この指針は、平成29年 7月27日から施行する。